

見積依頼業者

殿

独立行政法人水資源機構 分任契約職
利根導水総合管理所長 秋場 宣吉
(公 印 省 略)

見 積 依 頼 書

- | | |
|--------|---|
| 1 件 名 | 末田須賀堰操作所床材石綿含有調査 |
| 2 施行場所 | 埼玉県さいたま市岩槻区新方須賀1160 独立行政法人 水資源機構 末田須賀堰操作所 |
| 3 業務期間 | 契約締結の翌日から30日間 |
| 4 内容等 | 別添、仕様書等のとおり |

上記について、下記により見積合わせを行いますので、見積書の提出を依頼します。

記

- | | |
|--|---|
| 1 現場説明 | 実施しません。 |
| 2 参加要件 | 当機構における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格業者である必要はありません。 |
| 3 見積書等 | |
| 1) 様式等 | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名（法人の場合は、法人名及びその代表者名）を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。 |
| 2) 提出方法 | F A X（又は電子メール）による。（※F A X番号は、4）に記載された番号） |
| 3) 提出期限 | 令和7年6月13日 10:00 まで |
| 4) 提出先 | 独立行政法人水資源機構 利根導水総合管理所
F A X 0 4 8 - 5 5 7 - 1 5 0 6
電子メール nyukei_tonede@water.go.jp |
| 5) 見積回数 | 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書の提出の期限は、令和7年6月16日 10時までとします。 |
| 6) その他 | ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。 |
| 3 見積結果 | <u>見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日（翌日が休日となる場合には休日でない直後の日）までに通知</u> します。 |
| 4 その他 | |
| 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とします。 | |
| 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。 | |
| 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。 | |

末田須賀堰操作所床材石綿含有調査 仕様書

第1節 適用

この仕様書（以下「本仕様書」という。）は、末田須賀堰操作所床材石綿含有調査（以下「本業務」という。）に適用する。

第2節 業務場所

埼玉県さいたま市岩槻区新方須賀 1160
独立行政法人 水資源機構 末田須賀堰操作所

第3節 業務内容

本業務は、末田須賀堰操作所床材（ビニル床シート）の石綿含有調査を行うものである。

- (1) 検体採取 1式
- (2) 石綿含有分析調査 1式

第4節 履行期間

契約締結の翌日から30日間とする。

第5節 石綿含有調査

次の材料について、「建材中の石綿含有率の分析方法について」（平成18年8月21日 基発第0821002号、最終改正：令和3年12月22日 基発1222第17号）に基づき、定性分析を行う。

分析対象は、アモサイト、クリソタイル、クロシドライト、アクチノライト、アンソフィライト、トレモライトとする。

材料名	採取箇所	定性分析 JIS A 1481-1	備考
ビニル床シート	末田須賀堰操作所1階	1検体	
ビニル床シート	末田須賀堰操作所2階	1検体	

第6節 資格

採取及び分析調査は、法令に基づく有資格者にて行う。

第7節 補修

採取後は、簡易な方法で補修を行う。

第8節 成果品

本業務における成果品は、次による。

分析結果報告書（PDF）

第9節 疑義等

本仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた場合は、担当職員と協議する。

以上

【参考資料】

位置図

